

	港区新橋5-15-5 交通ビル7F	2020年 3月11日	1人で悩まず国労へ相談。 みんなで楽しく がんばろう!
	国労東日本本部 発行責任者 大沼 元 編集責任者 常盤達雄	No. 133-① ダイジェスト版	HP http://www.e-nru.com/

在職老齢年金(報酬比例)が65才となる中で エルダー社員の基本賃金引き上げは急務!

これまでエルダー社員制度では、基本賃金の改定や精勤手当のJR社員と同様な月数ならびに本体雇用の拡大などの改善が図られてきました。しかし、基本賃金はJR社員時代と比べても約半分程度となっています。

＜ エルダー社員の基本賃金 ＞

等級 地域	係職 1・2等級	指導職 1・2等級	主任職 1・2等級	主務職 T等級	主幹職B・A 技術専任職 M・H・S等級
東京	181,500	190,700	199,600	208,500	217,400
横浜・大宮 八王子・千葉	174,000	182,600	191,100	199,600	208,100
高崎・水戸	166,300	174,400	182,500	190,700	198,800
仙台・盛岡 秋田・新潟・長野	158,500	166,300	174,000	181,800	189,500

※注1：【エルダー社員調整特別措置】年金支給開始年齢に達するまでの間、月額41,000円。
(1年目は月額35,000円)

※注2：主務職T等級のエルダー社員は月額7,000円、主幹職B・A技術専任職M・H・S等級のエルダー社員は月額15,000円の調整手当支給。

※注3：功労金の算出では、注1：エルダー社員調整特別措置と注2：調整手当は含みません。

※注4：功労金は、退職の日における基本賃金の2カ月分×在職満年数。

60歳代前半では「働くのが当たり前」となっていますが、厚生労働省のデータによると、全年齢の雇用者の月収平均は、男性33.5万円・女性24.6万円です。年代別にみると、男性の最高は50歳代前半の42.4万円で、50歳代後半では41.2万円と微妙に減少し、60歳代前半は29.4万円と7割強まで減少しています。

厚生労働省の最新資料では、60歳過ぎても何らかの形で継続して働ける制度のある会社は99.7%（2019年「高年齢者の雇用状況集計結果」）。

「何らかの形」とは、高年齢者雇用安定法（2013年改正）による①定年廃止・②定年引上げ・③継続雇用のいずれかで働けるようになっています。現在多くの企業では、③継続雇用を採用しており、さらに「60歳から賃金ダウン」が主流となっています。



港区新橋5-15-5
交通ビル7F
国労東日本本部
発行責任者 大沼 元
編集責任者 常盤達雄

2020年
3月11日
No. 133-②
ダイジェスト版

1人で悩まず国労へ相談。
みんなで楽しく
がんばろう!
HP <http://www.e-nru.com/>

「60歳から賃金ダウン」が社会的に通用するの!?

定年退職後、嘱託社員として再雇用された社員が、職務内容は定年退職前の正社員時代と同一にもかかわらず、正社員と比べて3割程度低い賃金とされたことについて争われた「長澤運輸事件」最高裁判決（2018年6月1日）では、「～高年者雇用安定法により義務づけられた高年齢者雇用確保措置として再雇用した点や、多くの企業では定年前に比べて再雇用者の賃金を3割程度引き下げられている実態等を考慮し～」として、「60歳から賃金ダウン」が容認されていると判断しています。

「人生100年時代」「生涯現役」が叫ばれる時代を迎えて

高齢者雇用や在職条件の改善は国と企業が一体となって取り組む課題!

現在JR東日本では、高年者雇用安定法による雇用継続としてエルダー社員制度となっていますが、日本全体は少子高齢化が加速して、生産人口（15歳～65歳）が減少し続けています。

会社も「新卒者採用の確保が難しい」と明らかにしています。新卒者確保のためには「初任給のさらなる引上げ」をはじめ、手当や福利厚生改善が必要です。

また、「働く人の確保」のために政府が年金支給開始年齢を70歳と検討しはじめているなかで、「65歳定年制」の実施やエルダー社員の賃金改善（JR社員時代の7割以上）ならび「第二基本給の廃止」などの高齢者雇用に関する賃金や在職条件全体について、国の法改正や指針を上回る改善を早期に取り組むべきです。